

# 居住支援事業研修会

## 住宅セーフティーネット制度と居住者支援についての実施報告

開催日時：令和3年7月27日 13:30～15:00

会場：一関文化センター 1階 小ホール

参加者：庁舎3団体4名、不動産業者2社4名

5団体8名

講師2名、NPO法人いなほ7名

合計15名

### 【内容】

#### ① 住宅セーフティーネット制度について

当法人正会員様より当法人が作成したリーフレットを使用しながらご説明頂きました。住宅セーフティーネット制度とは高齢者、低所得者、障害者などの住宅の確保に配慮を要する方々に対して住宅の情報提供や居住支援、経済的支援を行うもので、今後も増加していくと考えられる住宅確保要配慮者の方々に対して、民間の空き家・空き室を活用した入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進していくことを目的に設立され、なぜこの制度が必要なのか分かりやすくご説明頂きました。また、高齢者の住居確保も年々増えてきておりますが、大家さんが懸念する「死亡時における残置物の処理等」に関する契約を含めご説明頂きました。

#### ② 市営住宅、市営アパートの現状について

一関市建設部都市整備課担当者様よりご説明頂きました。

一関市の市営住宅等は、令和2年10月1日現在で53団地1,197戸あります。地域ごとに戸数が大きく異なっており、一関地域が最も多くなっています。古い住宅が多く、耐用年数を超えているものが増えてきています。花泉地域や千厩地域はすべての住宅が耐用年数を経過しており、退居後に新たな入居者を入れる予定はなく、全世帯が退去後、取り壊しを行う予定との事です。また、市営住宅の募集状況は、応募倍率も40%以下で入居世帯の割合は高齢者世帯が半数を超えている地域が多くあるのが現状との事です。

### ③居住支援の現状

当法人の数ある居住支援の事例の中から抜粋して4つの事例を紹介しました。以下に記載するものはその内の1つの報告となります。

令和3年3月2日の事例紹介……相談者は60代男性で、80代のお母様と持ち家で2人暮らし。持病があり働けず、お母様の年金で生活されていた。相談内容は「持ち家の売却にあたりアパートを借りたいが緊急連絡先がないため、当法人に緊急連絡先になって欲しい」とのこと。緊急連絡先になるにあたり、不動産業者様立会いのもと面談を済ませた。アパートの内覧から契約まで同行し、引っ越し支援を行なった。一軒家からアパートへ引っ越しするにあたり、荷物の処分が大変時間がかかった。持ち家は売却予定のため、並行して大掃除とゴミ捨てる支援も行なった。ご高齢のお母様と生活していたので掃除まで手が回らず、ものを動かすとゴミが出てくるような状態になっており、全て終わらせるのに数日かかった。

現在も見守り訪問を続けながら近況確認をしている。持ち家売却のお金が入るので生活保護を受給できないが、いずれは受給したいとのこと。その際は手続きなどを支援する予定。

#### 【現状】

引っ越すにあたり病気や高齢で掃除や荷造りがはかどらない方も多くいらっしゃいます。当法人では荷物の処分業者の手配や立ち合い、退去時の清掃など身体的に難しい部分も必要に応じて幅広く支援を行なっています。引っ越し後も見守りを続けるなど、相談者ひとりひとりに柔軟な対応を心掛けています。

住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進するためにも、研修会などを継続し住宅セーフティーネット制度の周知活動に努めてまいります。

#### 【アンケート結果】

- ・住宅セーフティーネット制度に対する理解が深まった。
- ・参考資料が多く実際の事例を引き合いに出して話してくださったので分かりやすかった。
- ・居住支援事業について、新たに知ることが多く勉強になった。
- ・生活弱者の居住支援は大変な労力が必要と思われます。その様な点にスポットをあて努力している様子が十分に伝わりました。



居住支援事業研修会 全体写真



一関市建設部都市整備課担当者様による発表